（連結法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第四条　新令第二十三条（第六号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する車両及び運搬具について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧令第二十三条第六号に規定する車両及び運搬具については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五条　新令第三十条第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「新法」という。）第三十九条第一項に規定する被災者等（次項において「被災者等」という。）が施行日の翌日以後に受ける同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存若しくは移転若しくは同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記又は新法第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転若しくは同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。

2　新令第三十条第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に新法第三十九条第一項に規定する代替建物の所有権の保存若しくは移転若しくは同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記又は新法第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定の登記又は新法第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転若しくは同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について準用する。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第六条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「第四十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百九十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十二条第十項、第三十四条第一項第一号、第七十二条の四十九の八第八項、第三百十四条の二第一項第一号、附則第十五条第三十八項及び第四十項、第四十四条の三、第四十七条、第五十一条第三項及び第六項、第五十一条の二第二項並びに第五十六条の二第三項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の十の四第二号中「経過する日」の下に「（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）」を加える。

第七条の十三の三第一項第二号中「経過する日」の下に「（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）」を加え、同条第二項中「補てんされる」を「補塡される」に改める。

第三十五条の三の六第二号中「経過する日」の下に「（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）」を加える。

第四十八条の六の二第一項第二号中「経過する日」の下に「（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過する日）」を加え、同条第二項中「補てんされる」を「補塡される」に改める。

附則第十一条に次の二項を加える。

45　法附則第十五条第三十八項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

46　法附則第十五条第四十項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の協定避難用部分（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第六十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。）への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

附則第十八条第一項中「第二十五条の十二第七項」の下に「及び第二十六条の二十八の三第六項」を加える。

附則第二十四条第一項中「のうち法附則第四十二条第二項に規定する申告書（市町村長が当該申告書に同条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がないことについてやむを得ない理由があると認める場合は、道府県民税の納税通知書が送達された時後に提出された法第四十五条の二第一項若しくは第三項の規定による申告書（法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）又は前年分の所得税に係る震災特例法第四条第二項に規定する修正申告書若しくは更正請求書）の提出の日の前日までにしたもの」を削り、同条第二項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる」を「支出（法附則第四十二条第二項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限る。）」に改め、同条第三項中「から第六項まで及び次条第一項」を「及び第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「のうち法附則第四十二条第四項に規定する申告書（市町村長が当該申告書に同条第三項の規定の適用を受けようとする旨の記載がないことについてやむを得ない理由があると認める場合は、市町村民税の納税通知書が送達された時後に提出された法第三百十七条の二第一項若しくは第三項の規定による申告書（法第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）又は前年分の所得税に係る震災特例法第四条第二項に規定する修正申告書若しくは更正請求書）の提出の日の前日までにしたもの」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「前年中における前項第一号から第三号までに掲げる」を「支出（法附則第四十二条第七項に規定する」を「支出（法附則第四十二条第四項に規定する申告書の提出の日の前日までにしたものに限る。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「及び次条第三項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

附則第二十五条第一項中「特例損失金額」を「法附則第四十二条第一項に規定する損失対象金額」に改め、「及び次項」を削り、「平成二十三年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「特例損失金額」を「法附則第四十二条第三項に規定する損失対象金額」に改め、「及び次項」を削り、「平成二十三年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。